

第2回「あいち森と緑づくり委員会」

- 1 日 時 平成20年9月10日(水)午前10時から12時まで
- 2 場 所 岡崎市ぬかた会館 会議室
- 3 出席者 あいち森と緑づくり委員会 委員 9人
農林水産部農林基盤担当局 松下栄夫局長 外 事務局担当職員
- 4 議事(要約)等 以下のとおり

- 1) あいさつ

松下栄夫(農林水産部農林基盤担当局長)

- 2) 議事

(事務局)

「第1回あいち森と緑づくり委員会における意見等に対する考え方」を説明

(委員)

2点ある。

1点目。全体的に議論する時間が少なすぎると強く思う。ぜひ時間を増やす、回数を増やす検討をしていただきたい。

2点目。10ページで計画制度についての考え方を提示してもらったが、これは回答になっていないと思う。今回の施策について説明会などを通じてよく住民に説明するということと、市町村森林整備計画等と摺り合わせていく、という説明であるが、私はこれらを否定したうえで質問したもの。そもそも現在の形で作られている市町村森林整備計画は意味をなさない仕組みになっている。これが問題であり、その仕組みを作りましょう、という提案。実際の現場を踏まえた計画をつくっていく体制をつくること、できあがった計画はその地域での合意がしっかりとれるというこの2つのことを重要な点として申し上げた。そのための一つの提案として、例えば流域林業活性化センターに計画部局を新しくつくる、というようなことをここで10年かけて育てていく必要がある。とすることを申し上げたので、改めて見解をいただきたい。

(委員長)

1点目の議論の時間が少ないことについては事務局と相談して、もう少し議論が出来る方向で検討させて頂きたい。

(事務局)

2点目の市町村森林整備計画等森林計画制度に基づく制度についての指摘ですが、今回検討頂く計画づくりのなかでは、市町村森林整備計画等森林計画制度そのものをご検討いただく場面をもうけていないので、つながらなくて申し訳ない。現場状況を踏まえたものであること、地域での合意があることは非常に重要なことである。流域林業活性化センターの活用についても、今回言及していないが、有効に働くようお願いできることがあれば考えていきたいと思っている。

(委員長)

もう少し委員と別に意見を交わして、どのあたりまで委員の意見がこの事業の中で出来るのかということ踏まえて、次回もう一度回答頂くといいかな。

(委員)

現場の実態を把握して問題を理解したうえで意見を言わなければならない。この緑の税金は県有林や既存の事業には使えない。民有林しか対象とならないとすると、所有者の許可がなければ土地に立ち入れない。現時点で民有林の地籍簿は完全に整備できているか疑問。山林は固定資産税を払うわけではないと思うので、最初の所有者はわかっているけど相続等により、実際の所有者がわからないとか問題があるという話を聞いたことがある。地籍簿が今どうなっているのか、それを進めるのが最初の仕事であると思う。

既存の事業には使えないとなると、公園とか街路樹はボランティア活動とか学習のイベントに使うということに理解してよいか。また、広報活動という意味で、この税金について、知り合いの愛知県の職員とNHKの制作の人は全く知らなかったことを報告する。

(事務局)

まず、既存の事業への充当についてですが、新しく税をいただいて新しく取り組むものであるから、既存の施策には充当しないと考えている。既存の施策で取り組んでいないところについて、県民の皆様全体から税を負担いただき、取り組むということに考えている。

ここでは国有林以外を民有林とし、県有林、市町村有林、私有林を含んでいる。ただし、今回は新たな税負担により進めるものなので、県有林の施策については既存の事業等で進めるべきで、原則私有林を進めていくものと解釈している。

所有者の同意がなければ事業は進まないから、所有者にしっかりと説明して、ご理解をいただいたうえで、協定等を結んで進めなければならないと思っている。

また、今回の施策で対象としている保安林を除く森林について固定資産税はかかっている。相続税もかかるはず。国土調査法に基づく国土調査は愛知県の森林はあまり進んでいない。所有者とか地籍等についてしっかりしたものではないが、県の管理用として地番も入った森林簿及び付属の図面を備えており、これを活用して事業の対象となる箇所等を把握して、その後細かい調査をして進めていく予定。

広報活動の話は前回も指摘いただいたが、冒頭でも話したように不足していることは痛感しているから、さらに広報活動を進めていきたい。

(委員)

前回第1回の委員会後に、現場を知らなければならないと感じ、豊田市の森林課で話を聞いてきた。厳しい現実が垣間見えた。県も含めて自治体の森林行政に携わっている方は地道な取組をしているが、大変むずかしい課題を抱えていることを痛感した。今回の委員会の中に林業関係者がいない。そういうことを考えると地域の森林組合と

の連携が非常に大切。現場とコミュニケーションをとっていく必要性と継続性の創設が大事であると考えている。

もう1点、この森林環境税は5年を見てはいけないと皆さん感じているが、コストパフォーマンスの道筋をつける第1歩を考えると、愛知県産木材のブランド化が明確に進んでいくことを望んでいる。東濃ヒノキや速水林業のヒノキは有名だが、愛知県産のものを愛知県民が使う、地産地消というような形のウッドマイレージを縮める形が形成されることを望んでいる。

最後に、7月24日に豊田市内の藤沢小学校でストップ温暖化教室を担当してきた。全校生徒が11名という豊田市内で一番小さな小学校。全校生徒はもとより、校長先生をはじめとする諸先生方と区長、副区長、保護者も話を聞いてくれた。講演後の歓談のときに、区長や副区長から林業経営の難しさの話があった。現場の悲鳴が伝わってきた。今回、緑のカーテンという環境教育が入っており、これを推進することに反対はしないが、二酸化炭素を減らすだけでなく、二酸化炭素を吸収するという意味での森林バージョンの環境教育を創設し、林業関係者など現状をよく知っている者が、現在の課題と今後に向けての取り組みについて、まちの子供たちに話をしてもらおうと、関心を高める一つの手段に確実になると感じた。

(事務局)

1点目の林業者、地域の森林組合が入っていない、という指摘だが、前回の委員会でも指摘を受け、また、県の他の機関からも指摘されている。この委員会の場にオブザーバー的な形で意見等を聞くために出席いただくことは可能なので、必要であれば林業者、地域の森林組合関係者等にも意見を聞く機会を設けたいと思っている。

次に、愛知県産木材のブランド化について、愛知県産木材は三河材と称しているが、三河材のブランド化については昭和50年代から三河地方の林材業関係団体が中心となり取り組んでいる。ブランド化のための協議会の開催や三河材祭りの開催を行っている。地域の団体が三河材という名称をブランド化するためには、三河材が地域で搬出されたことを証明する必要がある、三河材の認証制度と密接に関連する。この認証制度の取組は東三河地域、岡崎地域、豊田の地域、この3地域で概ね全県を網羅した形でそれぞれ取組がされており、ブランド化の道筋になっていくと思っている。愛知県としては三河材の名称の周知、定着化を図っていくために、平成19年の3月に三河材認証のガイドラインを定め、愛知県産木材、木製品の産地認証について統一性を持たせるように進めているところ。ブランド化していくためには量の確保が必要。ブランド化とともに木材の生産量を増やすことが大切と考え、当初の説明でもあったように低コスト木材生産とか生産量を増やす取組をあわせて進めている。

(委員長)

まだ意見はあると思うが、考えをまとめて事務局へ送ってほしい。議題としている計画の素案にも関わっている、その中でも意見をいただきたい。次回の冒頭でも意見を聞くので、次へ進めさせていただきたい。

(委員)

新しい税は既存の事業には使えない、新しい事業にしか使えないという話があったが、例えば、環境学習や緑のカーテンは既に各自治体で行われている。また、街路樹でも予算がなくて困っているが、既存で整備した街路樹の維持管理には使えない。となってしまうのか。矛盾を感じる。使えるところと使えないところがあるのはおかしいと思う。使えるところを示してから事業の説明に入って欲しい。

(委員長)

質問の趣旨は理解できたと思うので、これからの計画素案の説明の中で仕分けも含めて説明して欲しい。また、この点に関してわかりにくいという話もあるのでわかりやすく文書化して次回に示して欲しい。

それでは本日の議題の1番目である「あいち森と緑づくり事業計画(素案)」について事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

「あいち森と緑づくり事業計画(素案)」について説明。

(委員)

森林整備の問題がたびたび出てくるが、高知の森林環境税とは違って、愛知県の場合は、川上から川下までやるということが大きな骨子だと思う。私も林学をやっているが、今の日本の林業施策はあまりうまくいってないと思うが、今回の税金を投入することが、愛知の林業の呼び水となり、この110億が一桁上の位のものになれば、公益的機能の面から見た解決の方向になるのではないかと思う。いろいろな矛盾はあるが、ある意味今までされなかった手法で今回税金を使うことと私は理解している。

奥地、公道沿いの森林が対象とされているが、今までの事業とそごはないのか。例えば他の農水の補助事業とか。行政的な判断が必要と思う。

2番目の里山については川上、川下あるいは都市の周りの里山林と言うことは非常に重要なところで、他の公園サイドでも手が着かない、森林サイドからも小面積の所有者が多くて手が着かないという意味で、非常に重要であると思う。

都市の緑化の事業については、都市緑地法で扱えないところの事業、あるいは扱っていても民有地であってそれに対する補助の可能性もある。とされている。また、名古屋市は来年1月から緑化地域を全域拡大するが、そういうものに対する補助である。

最後の横断的施策はある意味ソフトで、学習とかボランティア活動とかになる。

この割合がいいのかどうかわからないが、新税をかけたことに対する県民の理解が得られるような配分にされていると思っている。これはこれで考え方は結構だと思っている。

逆に、この110億では森林整備は出来ないということを最初に言って欲しい。たかだか10年間の110億で森林問題は解決するわけではなくて、解決のための何らかの糸口になるという意味で、こういうものを設定しているということをどこかで書いて欲しい。

また、対象となる地域等を選定しているが、どう言う手法で算出したのか教えて欲しい。一部は市町村等にアンケート等も実施されているようであるが。例えば16ページの奥地や公道沿いの対象森林はどうやって算出したのか、同様に21ページの森林整備技術者の養成の人数とか、24ページの提案型、健全化とかの里山の箇所数や面積とか。数字の根拠、客観的な指標を示して欲しい。

29ページの愛知県産木材を使った小中学校の机の導入について、こういうものをバックアップするのは重要なことだと思う。こういうときに費用だけの問題ではなくてデザインとかの広報も必要ではないかと思う。

(事務局)

今回の税で森林整備すべてが実施できるとは思っていない。人の手が入りにくかったところにあえて手をつけることにより、森林所有者などが将来の森林整備に目を向けていただける糸口にしたいと思っている。

この事業では、既存の事業は対象外という話をしたが、既存の事業も通常の一般財源でしっかりとやっていかなければならないと思っている。森林整備で言うと既存の補助事業等では手をつけていただけなかったところを、今回ご負担をいただいて実施していくものと考えている。

図面の根拠については、森林簿データを機械上で地図情報システムを使って落とし込んでいる。条件は先ほどから説明させていただいている林道から300m以上離れたところとか、公道沿い100m以内等で落とし込んでいる。細かいところについてはどこかで記述したい。

里山林についても対象となるところは同様のデータを使っている。その中から提案型については、要望等もあるが、基本的には対象となる市町村でモデル的に1箇所はと言う考えで、今の段階では30箇所ということです。再生整備の42箇所については、県営の部分であり、森林整備だけではなく簡易な土留工などの必要がある箇所ということで、山地災害危険箇所も考慮しながら数字を出している。健全化の1200haについては、23ページの2400haの中の県実施の安全確保形と提案型を除く2100haの6割程度を想定している。

(委員長)

この対象地の算定につきましても文書で根拠を示して欲しい。

(委員)

例えば数の少ないところは一部でも箇所を示したらどうか。

(委員)

3点。1点目が21ページの森林整備技術者養成について。これをマスターした人は本当に就職できるのか。民間が出来ない、お金がないと言っているのに、出来るのか。この資格を獲ったけれども働けなかったら捨て金になってしまう。この人たちを交付金で見ていくのならいいが、回る仕組みというか、どんな感じのロードマップが

あるのか教えて欲しい。

2点目は26ページにある都市緑化交付金事業について、今ある費用の中でいろんな取り組みを幅広く実施するとなると、事業効果が期待できない。例えば生態系ネットワークをつくるために緑化を行うなど、ストーリーを持って優先順位を決めて行うのかどうかを教えてほしい。

3点目は、全体の事業の中で金額のバランスはどのように決めたのか。

(事務局)

森林整備技術者養成事業について、全体で200人養成することになっているが、毎年20人ということではない。新たに年間1,500haの森林整備をすることになると、年間200日働く人で約70人必要になる。1年目に35人、2年目に45人養成し、その後は離職する人を考慮して毎年15人養成し、合計200人養成の予定。

10年間はこの事業に携わっていただく。その後はこちらの希望でもあるが、これがきっかけになり、国産材時代への期待も込め、山で活躍できる人となることを望んでいる。全く新しい人を対象に研修し、森林組合や企業体へ入ってもらうというイメージではなくて、すでに森林組合や企業体にいる人を集中的に研修し、高い技術を身につけていただくことを考えている。

2点目の都市の緑の取り組みについて、この事業による緑の創出量では、「一人当たり公園面積を何㎡上がった」といった数値を掲げるには至らない。各取り組みが、県民の皆様に緑の大切さを知っていただくきっかけづくりになることが大きな役割と思っている。事業実施箇所については、事業の趣旨で進めるのが本来であるが、用地取得には市町村の負担もあり、財政事情を反映するのもある程度やむを得ない。できるだけストーリーに沿った形で進めていきたいと考えている。

3点目の事業金額の割り振りについては、森林については通常より作業性の悪い奥地や、公道沿いの人工林約15,000haの間伐が必要と考えおり、それに必要な費用、技術者養成に必要な費用を積み上げたものです。同様に里山林についても類似の事業から勘案して積み上げたもの。都市の緑化等についても同様に積み上げたものである。

(委員)

森と緑づくり事業にNPO等多くの主体が係われるように、街路樹だけでなく草花も一体に管理することを、この事業の取り組みとしていただきたい。

もう1点、環境の分野だが、環境については、書きぶりがおとなしいのではないか？環境行政の大きな目標の一つである生物多様性について、市民に届かないのではないか？県全体の中で位置づけをしっかりとしてほしい。先日、環境福祉学会において稲垣副知事の講演を聴いた際、「県としても環境福祉に取り組む」と発言されていた。森と緑の計画についても、県民の健康と幸せという視点も入れていただきたい。

(事務局)

1点目について、美しい並木道再生事業で草花管理を実施することは、事業の趣旨

から外れるため対象とできないが、草花と街路樹の一体管理は、県民が街路樹に親しみや関心を持ち、結果的に道路の良好な維持管理につながり、県民参加という趣旨からもたいへん有効な手段と考える。

このため、例えば草花の種子を別途配布するなど、県民参加を行いやすい事業手法を市町村と調整しながら進めていきたいと考える。

環境分野については、環境行政に対するエールをいただいたと感じている。積極的に盛り込んでいきたい。

(委員)

14 ページの間伐率 40%は材積率か本数率か。

(事務局)

本数率です。

(委員)

14 ページに事業の条件が整理してあるが、実際には地域の自主性、自主的な考え方との摺り合わせをどうするのか。地域の考えを組み入れる仕組みをどう持つのかを考える必要がある。

林業活性化の糸口になるという説明もあるが、この事業を実施する森林はあくまでも林業活動をあきらめて針広混交林にしていくものとする。循環林として、経済行為として、林業活動としてやっていくという地域の判断があるのであれば、その判断や意欲を大切にすることが必要である。それ以外の所についてこの事業で実施し、環境面での役割を重視した森林とすればよい。単に公道沿いだからこの事業で間伐をするというように線引きをするのではなく、地域の自主的な判断とのすりあわせを運用でどのように調整していくのか。たとえば豊田市では、公道沿いについて既に循環林として取り組んでいこうとしている時に、この事業のため地域の合意形成が揺らぐことが懸念されている。このような事例もあることから、地域の自主性をどのように組み込んでいくのか。

(事務局)

地元の自主性を無視するものではない。条件に合うところの全てをこの事業で実施するというものではない。当然、地域の合意は必要であるし、他の事業や取り組み等との調整もしっかりやらなければならないと思っている。

(委員)

23 ページの里山林整備事業のうち、身近な里山林整備について、事業主体は市町村で、地域住民やNPOとの協働での取り組みということで交付先は市町村ということか。また、提案型整備事業と健全化事業があるが、事業対象地における違いは市長村有林を含めるか否かという点であるが、具体的な事業の相違点は。

20年間の協定締結について、生物多様性の観点も含め、緑の保全を担保するとい

う意味で非常に重要であると考え。協定締結に伴い所有者に対して協力金や給付金の支払いなどまでが含まれるか。

30ページ以降の効果的な推進について、県と県民が直接顔を合わせるという機会は非常に少ない。市町村等との連携、庁内連絡調整会議に加え、この「森と緑づくり委員会」があげられている。この委員会が唯一県民の代表として位置づけられているのであれば、非常に荷が重い。事業の周知とともに、県民の広い意見を聴取する場づくりが必要ではないか。

(事務局)

提案型整備事業は、事業の進め方や内容について市町村から提案を受けて進めるものであり、必要に応じて用地購入も想定されることから市長村有林での実施も可としている。管理道や作業小屋などの施設整備を行うもので、その後の保全活用については地元住民やNPO等の活動を想定したモデル的な整備を行うものである。健全化事業は、放置された里山林の森林整備を行うもので、市町村が整備し、その後は地元で維持管理してもらう、という流れを想定している。

協定の締結に伴う協力金のようなものは考えていない。税を用いる事業なので、そのあたりはあくまで所有者に御協力を願うという形で考えている。

県民との直接の接点としては、参加者数は少ないかもしれないが、体感ツアーや体験間伐などの行事を企画していく。その他にも普及啓発等を進めていく。また、他によい御意見があればいただきたいと考えている。

(委員長)

時間の都合もあり、これで終了とさせていただく。委員の皆様には、もう一度計画素案を見直していただき御意見、御提案等があれば直接事務局へ提出いただき、次回までには回答いただくこととさせていただく。

<現地調査>

- 1 森と緑づくりモデル事業実施地（岡崎市石原町黒石地内の公道沿い山林）
- 2 屋上緑化実施地（アイシンコムセンター（刈谷市内））
- 3 緑の教室モデル事業実施地（高浜市立高取小学校）

委員会委員

委員長	服部重昭（名古屋大学大学院教授）
副委員長	丸山 宏（名城大学教授）
委員	浅野智恵美（公 募）
委員	天野勝美（公 募）
委員	田村 亨 （特定非営利活動法人花と緑と健康のまちづくりフォーラム理事・事務局長）
委員	長谷川明子（ビオトープを考える会会長）
委員	原田敏之（特定非営利活動法人穂の国森づくりの会理事）
委員	堀田佐智子（公 募）
委員	眞弓浩二（雑木林研究会事務局長）